

〇〇地区防災計画例

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇地区自主防災組織

1 目的

この計画は〇〇地区自主防災組織（以下「本組織」という。）の防災活動に必要な事項を定め、災害（風水害、地震、火災等をいう。）による、人的、物的損害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 組織編制及び任務分担に関する事
- (2) 防災知識の普及啓発に関する事
- (3) 防災訓練の実施に関する事
- (4) 情報の収集伝達に関する事
- (5) 出火の防止及び初期消火に関する事
- (6) 避難誘導に関する事
- (7) 救出救護に関する事
- (8) 給食給水に関する事
- (9) 避難行動要支援者に関する事
- (10) 防災資機材の整備及び管理に関する事

3 組織編制及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、本組織に次の班を設置する。

- (1) 本部（支部）……………本組織の運営、防災関係機関との連絡調整
- (2) 情報班……………被害情報の収集と伝達
- (3) 避難誘導・救援班………住民の避難誘導、安否確認、要配慮者の支援
初期消火活動等
- (4) 救護・給食班……………応急手当、物資の分配、炊き出し、避難所での活動等

4 防災知識の普及啓発

地域住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の普及啓発を行う。

- (1) 啓発事項
 - ア 本組織及び〇〇地区防災計画に関する事
 - イ 災害の知識に関する事
 - ウ 災害危険箇所の把握、避難経路、避難箇所に関する事
 - エ 各家庭における防災上の留意事項に関する事
 - オ その他防災に関する事
- (2) 普及啓発方法
 - ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布、掲示
 - イ 講演会、座談会等の開催
 - ウ パネル等の展示

(3) 実施時期

防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間等、防災関係諸行事の行われる時期等にあわせて実施する。

5月20日 ～6月30日	山地災害防止キャンペーン	9月1日	防災の日
6月1日～6月30日	水防月間	8月30日～9月5日	防災週間
6月1日～6月30日	土砂災害防止月間	1月17日	防災とボランティアの日
8月1日	市民防災の日	1月15日～ 1月21日	防災とボランティア週間

5 防災訓練

災害の発生に備えて、情報の収集伝達、初期消火、避難等を迅速かつ的確に行うことができるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、次の個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 初期消火訓練
- ウ 水防訓練
- エ 避難訓練
- オ 救出救護訓練
- カ 給食給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練を行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

- ア 訓練は原則として、防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間中又は自治会等の行事にあわせて実施する。
- イ 訓練は、年1回以上実施するよう努める。

6 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、各自の地域内の災害情報、避難者の情報等を本部に連絡するとともに、必要と認める情報を地域住民等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達方法

情報の収集は、テレビ、ラジオ、避難者からの聞き取り等により、地域の詳細な災害情報を集め、情報の伝達は、避難所内の掲示板、電話、携帯無線機、伝達伝令等により行うものとする。

7 初期消火

災害時に地域内で火災が発生した場合、迅速に消火活動を行えるよう、次の消火器材を整備する。

ア 消火器、水バケツ、消火砂等

8 避難誘導

災害の発生等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市に避難命令が出たとき、又は会長が必要と認めたときは、会長は避難誘導・救援班に対し、避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導・救援班は、会長の避難誘導指示に基づき、地域住民を深川市地域防災計画に定められた指定避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

ア 避難経路 市道〇号〇〇線、道々〇号〇〇線を基本経路とする。

イ 避難場所 〇〇小学校・〇〇コミュニティセンター

(4) 避難集合場所

ア 町内会で町内会館等がある場合は、避難の際の一時集合場所として定め町内の逃げ遅れ者の有無を確認するものとする。

イ 町内会館等を一時集合場所とする場合は、災害時の地域特性に注意する。

【参考】

	町内会名	会館名	備考
1	〇〇町内会	〇〇町内会館	地震時使用不可
2	〇〇町内会	〇〇町内会館	地震時使用不可
3	〇〇町内会	〇〇町内会館	地震時使用不可
4	〇〇町内会	〇〇会館	地震時使用不可
5	〇〇町内会	〇〇町内会館	地震時使用不可
6	〇〇町内会	〇〇町内会館	地震時使用不可
7	〇〇町内会	〇〇町内会館	地震時使用不可、浸水危険有
8	〇〇町内会	〇〇会館	地震時使用不可、浸水危険有
9	〇〇町内会	〇〇会館	地震時使用不可

9 救出救援

(1) 救出救援活動

建物の倒壊、落下物等により、救出救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救援活動を行う。ただし、活動は自身の身の安全を最優先させる。

(2) 防災関係機関への出動要請

避難誘導・救援班員は、救出活動が危険であると判断したときには、防災関係機関に出動を要請する。

(3) 負傷者が発生した場合

直ちに救護・給食班員により応急手当を行うとともに、応急救護所へ搬送し、防災関係機関、医療機関に連絡する。

10 給食給水

避難場所における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

救護・給食班員は、市から分配された食料、地域内の家庭から提供を受けた食料等の分配、炊き出しなどにより給食活動を行う。

(2) 給水の実施

救護・給食班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

(3) その他の救援物資の受領と分配

救護・給食班員は、生活必需品等の救援物資を受領し、分配する。

11 避難行動要支援者に関すること

(1) 避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者を把握し、行政、民生児童委員、訪問介護員、ボランティア、町内会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や救出・救護活動を検討する。

発行日：平成29年4月1日

問合せ先：深川市企画総務部総務課自治防災室

Tel 0164-26-2215 Fax 0164-22-8134

Mail：jichibo@city.fukagawa.lg.jp